建設業法における技術者制度

許可業種		指定建設業(7業種) (法第15条) (土木・建築・電気・管・鋼構造物・ほ装・造園)			指定建設業以外の業種		
建設業許可	許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
	営業所に置く 専任技術者	①国家資格者(一級) ②国土交通大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者等	①国家資格者(一級) ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者
工事現場の技術者	発注者から直接工事 を請け負った場合の <u>下請金額の合計</u>	<u>4,500</u> 万円以上(建築一 工事の場は <u>7,000</u> 万以 上)	<u>4,500</u> 万円未満(建 築一式工事の場 合は <u>7,000</u> 万円未 満)	下請合計4,500万 円以上は契約でき ない(建築一式工事 の場合は <u>7,000</u> 万 円以上)	4,500 万円以上	<u>4,500</u> 万円未満	<u>下請合計4,500</u> 万円以上は契 約できない
	工事現場に置くべき 技術者			技術者	監理技術者 主任技術者		
	בייון אָנ	※元請、下請、金額の多寡にかかわらず現場に技術者を置かなければならない。(法第26条1項、2項)					
	技術者の資格要件	①国家資格者(一級) ②国土交通大特別認 定者	①国家資格者 ②実務経験者等		①国家資格者 (一級) ②指導監督的 な実務経験者	①国家資格者 ②実務経験者等	
	技術者の <u>現場専任制</u>	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作に関する工事であって、請負金額が4,000万円(建築一式工事にあっては8,000万円)以上となる工事(法26条3項)					
	監理技術者資格者証の 必要性(法第26条5項)	国、公共団体等発注	必要なし		国、公共団体等	必要なし	
	監理技術者講習受講の 必要性(法第26条4項)	の場合は必要			発注の場合は 必要 		

建設業法施行令の一部を改正する政令 令和5年1月1日施行

専任3,500万円→4,000万円 (建築7,000万円→8,000万円) 下請合計4,000万円→4,500万円 (建築6,000万円→7,000万円)